

# 教育委員会定例会議事日程

令和5年5月11日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「寺尾小学校」「本牧南小学校」「中図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について  
新型コロナウイルス感染症への対応について

3 請願等審査

受理番号1 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第6号議案 博物館法施行細則の一部改正について

教委第7号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域  
並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

教委第8号議案 令和5年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第9号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第10号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第11号議案 令和5年度一般会計予算案（5月補正）に関する意見の申出について

教委第12号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第13号議案 教職員の人事について

教委第14号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

5 その他

令和5年5月11日

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

#### (2) 報告事項

○「寺尾小学校」「本牧南小学校」「中図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

○新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3 その他

# 「寺尾小学校」「本牧南小学校」「中図書館」 が文部科学大臣表彰を受賞します

文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)に対し、大臣表彰を行っています。

「令和5年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、全国で226の学校・図書館・団体(個人)が表彰され、横浜市では「寺尾小学校(鶴見区)」「本牧南小学校(中区)」「中図書館(中区)」が表彰されます。

## ■ 表彰式

日時：令和5年4月23日(日)13時00分から16時50分まで(予定)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町3の1)

(令和5年度「子ども読書の日」記念 子ども読書活動推進フォーラム内で開催)

## ■ 表彰校・図書館の主な取組

### 寺尾小学校(鶴見区)

ボランティアの協力により、読み聞かせを毎週実施しているほか、休み時間に告知なしで学校図書館前や屋外などで読み聞かせイベントを行うなど、読み聞かせの取組を積極的に行っています。コロナ禍においても、校内のテレビ放送での読み聞かせや、低・中・高学年別に編集した読み聞かせ動画を体育館で上映するなど、工夫しながら取組を進めてきました。

図書委員会では、児童がおすすめ本の「紹介カード」を作成して、学校図書館の本と一緒に掲示しています。読書をするとスタンプがもらえるカードを作成し、スタンプが全てたまると、おすすめの本のジャンルなどが書かれた「おみくじしおり」がプレゼントされる「読書スタンプラリー」に全校で取り組んでいます。

### 本牧南小学校(中区)

年中行事や学校行事と関連付けた「情報発信基地としての学校図書館年間計画」を作成し、「一日1SDGs」を合言葉に、月毎に児童が取り組めるSDGsの課題を学校図書館として発信しています。給食室との連携による本に出てくるメニューを給食でいただく「おはなしレストラン」をはじめ、学校図書館イベントも多数実施しています。

また、GROOV X社の人工知能を搭載した「ロボット」を学校図書館に導入したことで、ロボットとのふれあいを楽しみに来館する児童が増えました。司書教諭、学校司書がSDGsにつながる絵本を含む100冊を選定し「ロボット文庫の100冊」と称して学校図書館内で展示を行い、児童が読破することに挑戦しています。さらに、学校司書が授業支援に積極的に関わることで、調べ学習や学習成果発表の場としての学校図書館の利活用も急増しています。

### 中図書館(中区)

中区では、区内の読書関連施設や小中学校、団体、民間企業との連携による「なか区ブックフェスタ」を開催しており、中図書館として、おすすめ本を紹介する「ブックチャレンジ」動画配信や、年齢別にすすめる本をセットにした「本の福袋」の取組を実施してきました。

また、読み聞かせボランティアグループとの積極的な連携により、子ども向けおはなし会を月5~6回程度の頻度で実施するほか、ブックトークの会、大人向けのストーリーテリングを楽しむおはなし会などを実施しています。さらに、自然・環境をテーマとした活動団体等と連携し、公園での自然観察の後に、図書館で調べ学習を行う子ども向けの企画事業「森の中のプレイパーク」等を実施しており、図書館の利用促進や読書活動の推進に取り組んでいます。



## ■ 活動の様子

【寺尾小学校】



テレビ放送での読み聞かせ



読み聞かせ動画の体育館での上映

【本牧南小学校】

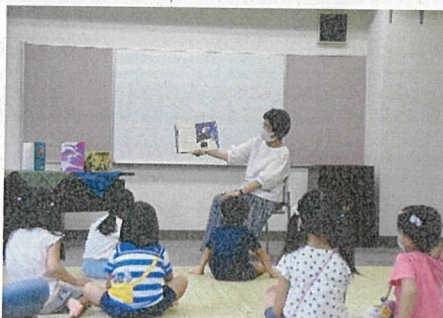


ラボット文庫の100冊



調べ学習や学習成果発表の場としての学校図書館の利活用

【中図書館】



子ども向けおはなし会



森の中のプレイパーク

### ■活動の詳細についてのお問合せ先

寺尾小学校 校長 北村 高則 (Tel:045-581-7084)

本牧南小学校 校長 中村 宏 (Tel:045-622-5721)

中図書館 館長 塗師 敏男 (Tel:045-621-6621)

### ■子どもの読書活動推進フォーラムに関するお問合せ先

国立青少年教育振興機構 教育事業部 事業課 (Tel: 03-6407-7718)

### お問合せ先

(読書活動全般について)

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 小野寺 紀子 Tel 045-671-3236

(学校の読書活動について)

教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当課長 武井 邦之 Tel 045-671-3588

(市立図書館について)

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長 小田川 紀可 Tel 045-262-7342

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1 児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染状況

4月の学校再開以降、市立学校関係者の感染者報告数は横ばいとなっています。

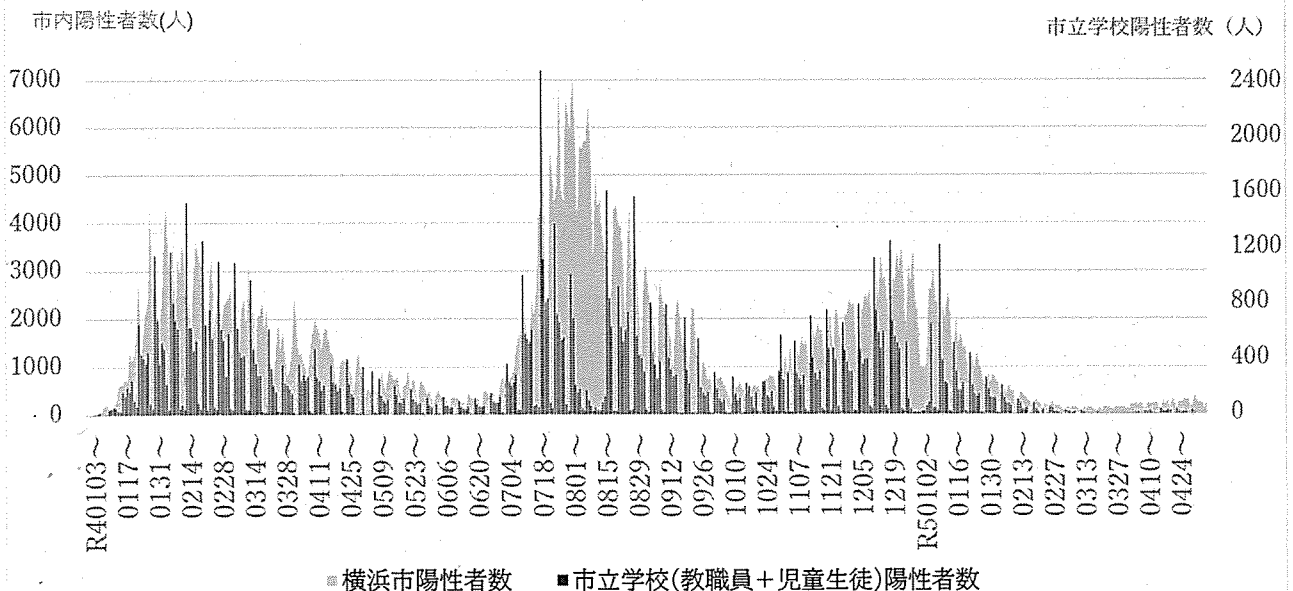
なお、感染者数報告については、令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に位置付けられ、感染者の全数把握が終了したため、市立学校においても、5月7日（日）の分をもって終了しました。

学校関係者の感染者数（3月20日～5月7日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	児童生徒感染者数	教職員感染者数	新規学級閉鎖数
4月3日～4月9日	27	10	0
4月10日～4月16日	64	10	0
4月17日～4月23日	122	9	2
4月24日～4月30日	87	9	0
5月1日～5月7日	36	4	0

※ 児童生徒は報告日、教職員は判明日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数  
 （令和4年1月1日以降）





## 2 5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日（月）より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行しました。

本市の対応としては、文部科学省の通知を踏まえて、令和5年4月28日（金）に「5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」を発出しています。

### (1) 感染症対策について

本市通知では、基本的な感染症対策として

- ・手洗い、咳エチケットなどの感染症対策
- ・教室の常時換気
- ・児童生徒の健康観察
- ・日常の清掃

などを実施するよう通知しています。

また、感染流行期には、基本的な感染症対策に加えて、

- ・学校教育活動においてグループワークは少人数で実施、大声での会話を控える、近距離で向かい合っでの発声は控える、身体的距離の確保

などを状況に応じて実施するよう通知しています。

### (2) 学級閉鎖の考え方について

5月8日から、教育委員会が行っていた学級閉鎖の判断については、教育委員会が示す学級閉鎖の考え方に基づき、学校長の判断としました。

具体的には、直近3日間に登校していた児童生徒の新型コロナウイルス感染症罹患、新型コロナウイルス感染症様症状※による欠席・早退者の合計が1クラス2割以上の場合、学校医の助言に基づき、学校長が必要と判断したときは学級閉鎖を検討することとしています。

※ 発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状のことを含む

<令和5年4月28日付通知 5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について 抜粋)>

## 2 感染症対策について

### (1) 基本的な感染症対策について

- マニュアルP.1に沿い、手洗い・咳エチケットなどの感染症対策をお願いします。
- 換気については、当面の間、教室の常時換気を行うこととします。夏季や冬季、荒天時など常時換気が難しい時は、各学級に設置しているCO<sub>2</sub>モニターを活用し、適切に換気のタイミングを図ってください。
- 家庭・学校それぞれの児童生徒の健康観察は継続します。その際、家庭から学校への健康観察票やロイロノート・スクール等での報告は不要です。
- 日常の清掃により、清潔な空間を保つようお願いします。

### (2) 感染流行期の感染症対策について

感染流行期の感染症対策は、基本的な感染症対策に加えて、次のとおり対策をお願いします。

- 学校教育活動においては、グループワークは少人数で実施する、大声での会話を控える、近距離で向かい合っでの発声は控える、身体的距離の確保などの感染症対策が有効とされますので、状況に応じて対策をお願いします。
- 感染流行期には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒にマスクの着用を促すことも考えられます。ただし、マスクの着用を強いることがないようにしてください。

※ 感染が判明した場合の環境消毒は不要です。

### (3) 留意事項

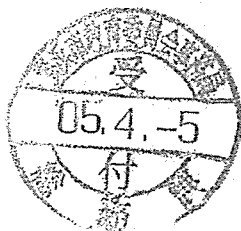
- 学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めません。遠足・宿泊行事や入学式・卒業式等の儀式的行事についても同様です。儀式的行事においては、来賓・保護者のマスクの着用を求めません。
- 登下校時や運動時等は、今後、熱中症の危険性が高まることから、特に積極的にマスクを外すよう呼びかけをお願いします。
- 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されています。
- 基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行うようお願いします。
- 学校教育活動において、教科等における距離の制限は不要です。
- 給食・昼食時の会話の際、感染流行期を除いて、距離の制限はありません。(「小学校及び義務教育学校前期課程 給食の手引」、「中学校及び義務教育学校後期課程 食に関する指導の手引」等に沿って対応をお願いします。)
- 公共交通機関を使って通学している場合、混雑時間を避ける等の感染症対策も不要です。
- 特別支援学校及び通級指導教室については、感染対策を行うとともに、学校の実情に応じた対応をお願いします。

### 3 陽性判明時及び学級閉鎖時の対応、保護者向け通知等

#### (3) 学級閉鎖の考え方について

- 5月8日から、教育委員会が行っていた学級閉鎖の判断については、教育委員会が示す学級閉鎖の考え方に基づき、学校長の判断とします。
  - 直近3日間に登校していた児童生徒の新型コロナ罹患、新型コロナ様症状による欠席・早退者の合計が1クラス2割以上の場合、集団発生として対応します。学校医の助言に基づき、学校長が必要と判断したときは学級閉鎖を検討します。
- ※ インフルエンザの扱いと同様

横浜市教育委員会教育長 鯉淵信也様  
横浜市教育委員会教育委員各位



受理番号 /

2023年4月4日

## 教科書採択に関する要望書

横浜教科書採択連絡会  
提出代表 土志田栄子  
連絡先 横浜市磯子区森

### 要望項目

#### <採択地区について>

- ① 採択地区については、市内を行政区ごとの採択地区に戻してください。

(理由) 教科用図書無償措置法16条は、「指定都市は、区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。」とされており、全国一の需要数を擁する横浜市が一採択地区としたことは、立法趣旨にも国の地区細分化方針にも反しています。横浜市の一地区化は、神奈川県教育委員会でも積極的賛成は得られず、「試み」として実施を認められただけです。その結果、教員の教科書への関心低下が進み、営業競争の激化や政治の介入を招きやすい状態も続いています。いっぽう一地区化後のメリットは明確化せず、「試み」の検証もされていないようです。一時一地区に統合して全国第二の規模になった大阪府は、2020年に複数地区に戻しています。横浜市内の採択地区細分化を求めます。

#### <教科書の調査・研究について>

- ②採択替えにあたっては、多数の教員が教科書調査研究を行い、市内全ての小学校(中学校)が学校ごとの実態を踏まえた調査研究報告を提出して、採択に反映できるようにしてください。

(理由) 教科書は、「学校、児童、生徒、地域等の特性を考慮して採択する」(神奈川県教育委員会2023年度使用教科用図書採択基準)よう指導されています。また、教科書を教員が選ぶことは世界の常識であり(ILO・ユネスコ『教員の地位に関する勧告』)、多くの教育委員会では、少数の教員による教科書調査員報告だけでなく、教員による学校ごとの実態を踏まえた学校調査研究も参考にしています。横浜市では学校や教員の意見が反映されないために、教員の教科書への関心は急降下してしまいました。貴教育委員会が教科書を使う側の声を聞かずに採択していることは、各学校や地域の特性を無視することにつながるため、市民にとって不安です。

- ③教科書調査員には学校現場から幅広く教員を当て、校長・指導主事は除いてください。

(理由) 教科書調査員は、他の地域では教員だけで構成します。横浜市では、近年になって校長・指導主事が加わるようになり、上司・行政側の影響力や教員の忖度の面で懸念があります。

#### <採択基本方針について>

- ④「採択基本方針」に記載されている「採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど」の文面から、「採択終了後に」の文言を削除してください。

(理由) 採択関係情報の公開を「採択終了後に」とする文言は、2005年に突然挿入されました。国の通知や当会が把握した限りの他教育委員会採択方針にもこの文言はありません。情報公開



制度では、公開の範囲や時期の判断は「行政文書（電磁データを含む）」ごとに行います。また、「行政文書」は公開が原則であり、非公開（時限非公開・一部非公開も含む）には、厳しい条件が設定されています。従って公開の判断が異なる多種多様な採択関係情報を一括りにして、一律に採択終了後まで非公開にするのは無理があります。

特に近年は各地で採択情報の公開や情報公開訴訟が進み、採択期間中に公開する行政文書や採択審議会の公開（傍聴）も増えています。いっぽう藤井寺市で起きた贈収賄事件は、採択情報が終了後まで非公開であったことから生じています。透明性・公正性を確保するためにも、情報公開時期を一律に「採択終了後」とする文言を削除し、可能な情報は速やかに公開するなど、柔軟に対応できるようにしておくことを求めます。

#### < 観点・評価基準の策定・採択資料作成について >

⑤観点・評価基準の策定にあたっては、関連法規・学習指導要領等の特定の項目を重視することのないように、また特定の価値観の教科書を有利に導くことのないように、配慮して策定してください。

（理由）教科書採択にあたって、関連法や学習指導要領およびその項目は、優劣無く同等に扱うべきものとされています。しかし過去の教育委員会審議では、教育委員の発言により「採択基本方針」に法改正に伴う特定項目の重視に繋がりがかねない文言挿入が行われたり、特定の教科書の評価を高めかねない観点ばかりが設定されて、その教科書が採択されたりした例がありました。「採択基本方針」、調査の観点・評価基準は、採択の公正への疑念が生じないように設定してください。

⑥教科書調査・評価にあたっては、誤植等の誤りが多数あるかどうかなど、内容の正確性を含めて調査・評価してください。

（理由）2009年に貴教育委員会が採択した教科書の中には、写真・図版の取り違え・記述中の事実の誤り・用語の不統一など明らかな間違いが多数ある教科書がありました。しかし発行者はごく一部しか訂正せず、何らかの救済措置もなかったため、生徒たちは多数の誤りがある教科書を使用せざるをえませんでした。他の採択地区では、誤りが多数あることを指摘していた調査報告書もありました。検定は校正を目的とした手続きではありませんので、見本本の調査において余りにも多数の誤りがある教科書があった場合は、内容の正確性を含めて指摘・報告できるようにしてください。

⑦事務局が作成する採択方針案・各種調査報告書・学校意見報告・審議会答申案などの文書は、原資料をそのまま正確に転記して作成してください。合理的な理由で変更・修正が必要な場合は箇所と理由を文書で審議会に報告し、適否は審議会で検討してください。

（理由）貴教育委員会事務局が、教科書取扱審議会用の答申案作成において、学校意見で希望のあったA社の高校教科書を「不適切」として答申案に転記せず、別の教科書を記入して審議会に提出した事例がありました。「不適切」は客観的・合理的理由ではないため、事務局の採択内容への介入とも受け取られる例であり、A社の教科書を排除するためではないかとの疑念がぬぐえません。手続きの「訂正経緯の記録」を正確に残し、事務局の採択介入を疑われることのないようにしてください。

#### <教科書取扱審議会について>

⑧教科書取扱審議会は公開を原則とし、市民の傍聴を可能にしてください。

(理由) 横浜市では、取扱審議会の審議は全て非公開とされています。しかし、教科書採択の公正確保には、情報公開、会議公開を徹底することが求められています。教科書取扱審議会にあたる採択委員会の会議を公開したり、採択期間中でも調査員報告や答申を公開する教育委員会は、県内だけでも複数あります。

#### <教科書展示会について>

⑨教科書展示会の会場環境とアンケートの改善を行ってください。

教科書展示会については、開催予告、机・イスの設置などの会場環境について、改善がはかられてきました。しかし未だにスペースが狭く閲覧しにくい会場もあります。またアンケートは保護者・市民の声を届ける貴重な機会ですので、自由記入スペースを拡大するとともに、記入事項への制限を付けないようにしてください。

#### <採択の教育委員会審議・採決について>

⑩採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申を尊重し、答申の主旨と異なる教科書を採択する場合には、市民が納得できる合理的な理由を説明してください。

(理由) 教科書採択は、各教科の専門的知識・経験を必要とされる手続きのため、採択のための調査・審議機関が必要です。特に教科書調査員報告や学校調査意見などをもとに評価し、選定のための意見を記した教科書取扱審議会の答申は、採択決定にあたって尊重されるべき重要な資料となります。ところが横浜市では、客観的・合理的な理由は説明されないまま、教育委員の審議・採決において答申が無視される例が相次いだ期間がありました。その結果、多数の間違いが残る教科書が採択されたこともありました。答申を無視し、教育委員の知見だけで数百冊の教科書から適正な教科書を選ぶのは、無理といえます。

⑪審議にあたっては誰がどのような理由でどの教科書を選んだかということを明らかにするとともに、採決は挙手採決とし、無記名投票はしないでください。

(理由) 公正な採択には、透明性と合理性が必要です。審議は教科書名を挙げて具体的な内容で行い、不透明・無責任な無記名投票採決は行わないで下さい。

⑫採択審議・決定の教育委員会会議は、広い会場で審議を行い、傍聴定員を弾力的に運用して市民の傍聴希望に応えてください。

(理由) 教科書採択についての市民の関心は強く、また「開かれた採択」を実現するため、県内各教育委員会は、傍聴希望者全員が採択決定審議の傍聴が可能となるよう、定員にこだわらず入室を認めたり、臨時に広いホール会場で開催するなどの工夫をしています。しかし370万人都市の横浜において、貴教育委員会は傍聴を定員の20名しか認めていません。動画中継は評価していますが、傍聴に比べると審議の全容を知る上では不十分です。

採択審議・決定の教育委員会会議は、希望者全員が傍聴できるよう、広い会場で開催すること、およびネットによる動画は、生中継終了後もみられるようにすることを求めます。

以上

教委第6号議案

博物館法施行細則の一部改正について

博物館法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月11日提出

教育長 鯉渕 信也



提案理由

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の一部改正に伴い、博物館法施行細則の一部を改正したいので提案する。

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（令和5年3月横浜市教育委員会規則第4号）

の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（定期報告）

第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第6号様式の2）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。

第9条の見出しを「（公表）」に改め、同条本文中「横浜市報で公告する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に改める。

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2 (第5条の2)

定 期 報 告 書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所  
名 称  
電 話

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
学芸員の人数 ( 年 月 日現在)	人
博物館資料の数 ( 年 月 日現在)	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無
活動実績	

(A4)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 博物館法施行細則の一部改正について

### 1 趣旨

博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）改正に伴い、博物館法施行細則（令和5年3月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を以下のとおり改正します。なお、改正する規定については、神奈川県が定める改正後の「博物館の登録に関する規則」（昭和59年神奈川県教育委員会規則第18号）に準拠しました。

### 2 改正内容

以下の2点について、改正を行います。

#### (1) 定期報告（第5条の2）

法改正により、登録博物館は都道府県または政令指定都市の教育委員会に対し運営状況に関する定期的な報告を行うことと定められたため（法第16条）、当該定期報告に関し必要な事項（報告時期、頻度、様式）を定めます。

#### (2) 公表（第9条）

これまで、博物館の登録等が行われた場合には市報での公告が必要とされていましたが、法改正の内容（法第14条第2項）に合わせ、インターネットの利用その他の方法による公表に改めます。

### 3 規則改正に係るスケジュール

5月11日	教育委員会会議
5月25日	規則改正の公布（市報掲載）（同日施行）

新旧対照表 (案)

博物館法施行細則

旧	新
<p>(省略) (新規)</p>	<p>(省略) (定期報告)</p>
<p>(省略) (市報による公告)</p>	<p>第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書(第6号様式の2)により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。 ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りではない。</p>
<p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。 (省略)</p>	<p>(省略) (公表)</p> <p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (省略)</p>



第6号様式の2

第6号様式の2(第5条の2)

定期報告書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住所  
名称  
電話番号

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 施設名
- 2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有・無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有・無
学芸員の人数( 年 月 日現在)	人
博物館資料の数( 年 月 日現在)	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無 活動実績	有・無

(CA4)

教委第7号議案

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年5月11日提出

教育長 鯉淵 信也

#### 提案理由

令和6年4月1日に泉区の横浜市立いずみ野小学校及び瀬谷区の横浜市立阿久和小学校が統合することに伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和 36 年 4 月横浜市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表いずみ野中学校の部を次のように改める。

<p>いずみ野中学校</p>	<p>いずみ野小学校区域 新橋小学校区域のうち新橋町 858 番地から 931 番地まで、935 番地、1,014 番地、2,179 番地、2,182 番地、2,183 番地、弥生台 1 番地から 28 番地まで、30 番地から終りまで、阿久和南三丁目 38 番地の 4</p>	<p>いずみ野小学校</p>	<p>泉区 和泉町 5,622 番地から 5,627 番地まで、5,640 番地から 5,659 番地まで、5,675 番地から 5,742 番地まで、5,752 番地、5,753 番地、5,757 番地から 5,772 番地まで、5,796 番地から 5,821 番地まで、5,861 番地から 5,864 番地まで、5,962 番地（飛番地）、5,978 番地から 5,988 番地まで、5,990 番地（和泉新町自治会区域）、5,991 番地から 6,258 番地まで、6,286 番地から 6,327 番地まで、6,586 番地から 6,593 番地まで、6,603 番地から 6,670 番地まで、6,700 番地から 7,314 番地まで、7,321 番地、7,322 番地、7,330 番地から 7,404 番地まで、7,420 番地から 7,</p>
----------------	---	----------------	---

			509番地まで、7,513番地から7,907番地まで 瀬谷区 阿久和南四丁目8番地、9番地、11番地
--	--	--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

### 1 改正概要

令和6年4月1日に泉区の横浜市立いずみ野小学校及び瀬谷区の横浜市立阿久和小学校が統合することに伴い、通学区域を設定します。

なお、通学区域については、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）第1条に基づき設置された横浜市学校規模適正化等検討委員会において、いずみ野小学校と阿久和小学校の通学区域を合わせた通学区域とする旨の答申がなされており、この答申を反映させた通学区域とします。

### 2 規則施行期日

令和6年4月1日

### 3 統合校の位置及び予定通学区域図

別紙1のとおり

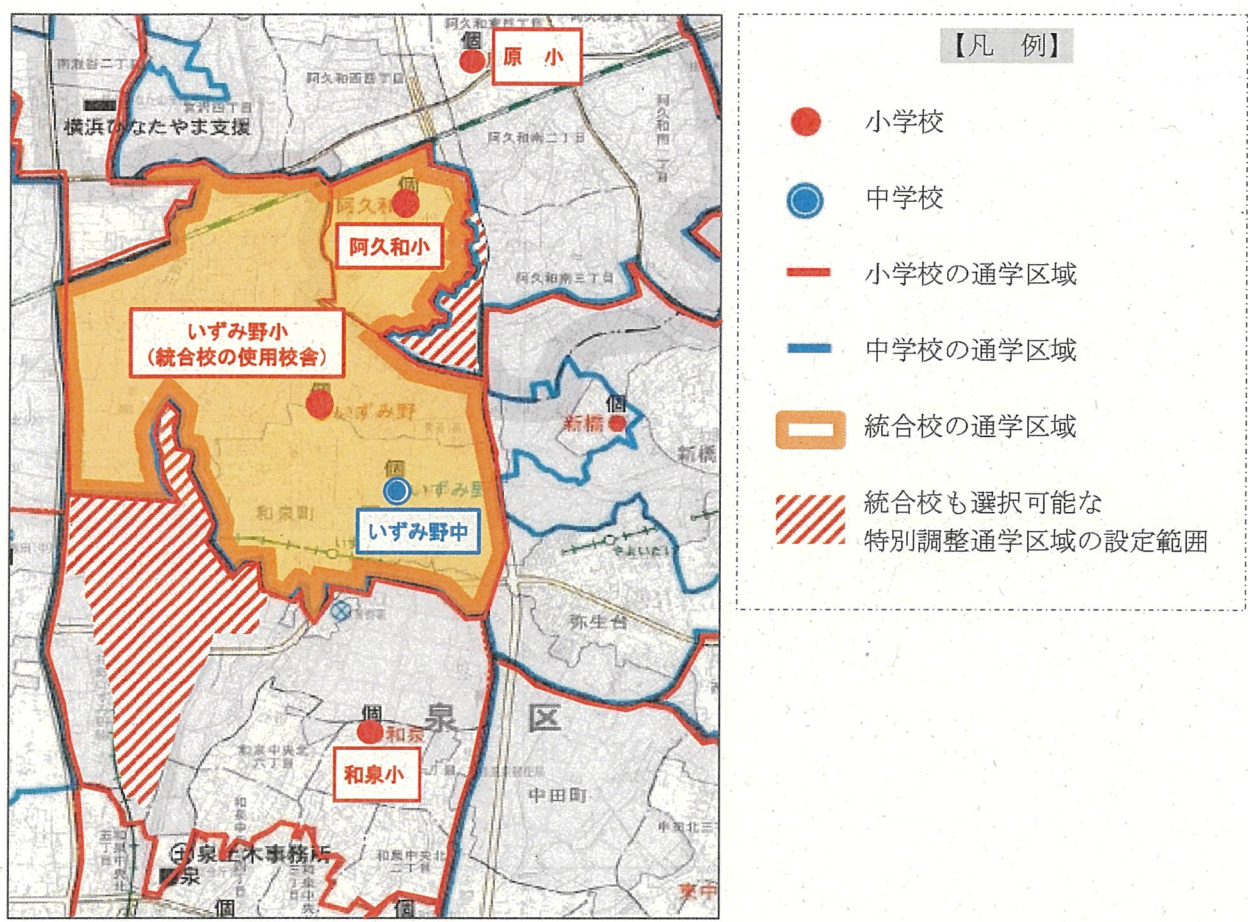
### 4 答申

別紙2のとおり





いずみ野小学校（統合校）位置及び予定通学区域図



令和4年度義務教育人口推計（一般学級）

学校名		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
阿久和小	児童数	52	59	61	63	61	59	50
	学級数	6	6	6	6	6	6	6
いずみ野小	児童数	302	289	275	268	256	243	211
	学級数	12	12	12	12	11	11	10
統合校	児童数	—	—	336	331	317	302	261
	学級数	—	—	12	12	12	12	11

R4は令和4年5月1日時点の実数値。R5以降は令和4年度義務教育人口推計による推計値。



令和 4 年 6 月 22 日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

平成 31 年 1 月 30 日付で諮問のありました標記の件について、別紙「阿久和  
小学校・いずみ野小学校」通学区域と学校規模適正化等に関する意見書のとおり  
答申します。





令和4年6月22日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

「阿久和小学校・いずみ野小学校」  
通学区域と学校規模適正化等検討部会「阿久和小学校・いずみ野小学校」  
通学区域と学校規模適正化等に関する意見書

当検討部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき、「阿久和小学校・いずみ野小学校」の通学区域と学校規模適正化等について調査審議するため、令和2年10月15日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置されました。その後、5回にわたり「阿久和小学校・いずみ野小学校」通学区域と学校規模適正化等に関わる諸課題の調査審議を行い、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

## 1 調査審議事項

## (1) 学校規模適正化についての考え方

児童の教育環境の維持・向上を図るため、「阿久和小学校・いずみ野小学校」の2校を統合し、両校の歴史を引き継いで、新しい統合校の歴史を築いていくことが望ましいと考えます。

## (2) 学校統合の実施方法

- ア 統合校として使用する学校施設及び用地は、現在のいずみ野小学校が適当と考えます。  
イ 統合の時期は、令和6年（2024年）4月が適当と考えます。

## (3) 統合校の学校名

統合校の名称は、「いずみ野小学校」とすることが適当と考えます。

## (4) 統合校の通学区域

統合校の通学区域は、阿久和小学校といずみ野小学校の通学区域を合わせた区域とすることが適当と考えます。

## (5) 統合校の特別調整通学区域

現在、いずみ野小学校を受入校として設定している特別調整通学区域（通学区域図①部分）は統合校を受入校として引き続き設定するとともに、和泉小学校通学区域のうち和泉三家自治会区域（通学区域図②部分）及び阿久和南四丁目の一部（通学区域図③部分）には、統合校も選択できる特別調整通学区域を新たに設定することが適当と考えます。また、通学区域図①部分に設定されているいずみ野中学校を受入校とする特別調整通学区域については引き続き継続するとともに、通学区域図②部分及び③部分についても、同中学校を受入校とする新たな特別調整通学区域を設定することが適当と考えます。

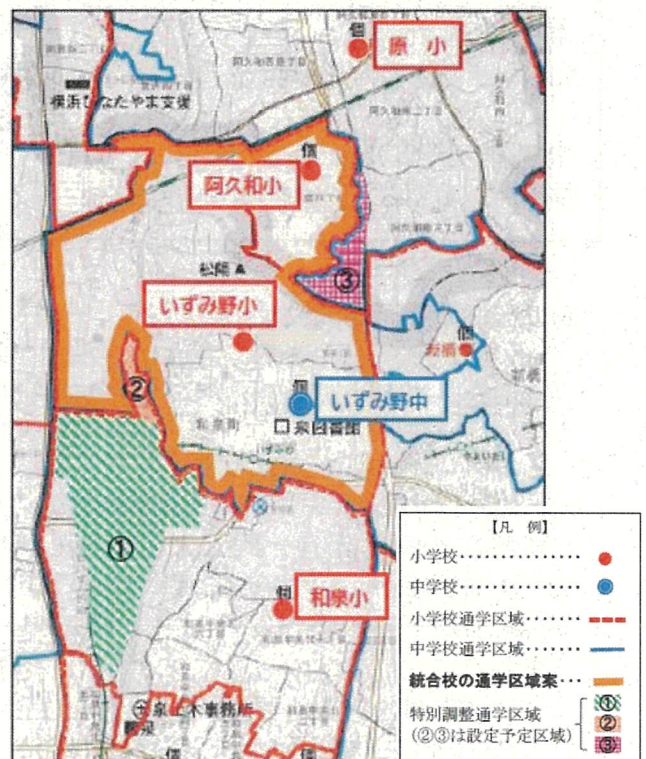
## ア 特別調整通学区域の設定時期及び対象者

設定時期は、令和6年（2024年）4月とします。  
対象者は、設定時期以降に入学または転入する児童・生徒とします。

## イ 特別調整通学区域の対象区域

- (ア) 特別調整通学区域①（指定校：和泉小学校・中和田中学校 受入校：統合校・いずみ野中学校）  
(イ) 特別調整通学区域②（指定校：和泉小学校・中和田中学校 受入校：統合校・いずみ野中学校）  
(ウ) 特別調整通学区域③（指定校：原小学校・原中学校 受入校：統合校・いずみ野中学校）

【通学区域図】





〈統合校の通学区域〉

泉区和泉町 5622 番地～5627 番地、5640 番地～5659 番地、5675 番地～5742 番地、5752 番地、5753 番地、5757 番地～5772 番地、5796 番地～5821 番地、5861 番地～5864 番地、5962 番地（飛番地）、5978 番地～5988 番地、5990 番地（和泉新町自治会）、5991 番地～6258 番地、6286 番地～6327 番地、6586 番地～6593 番地、6603 番地～6670 番地、6700 番地～7314 番地、7321 番地、7322 番地、7330 番地～7404 番地、7420 番地～7509 番地、7513 番地～7907 番地

瀬谷区 阿久和南四丁目 8 番地、9 番地、11 番地

〈特別調整通学区域①〉

泉区和泉町 4659 番地～4660 番地、4785 番地～4817 番地、4849 番地、4862 番地、4865 番地～4867 番地、4888 番地、4934 番地～4935 番地、4937 番地～4939 番地、4941 番地～4942 番地、4951 番地～4967 番地、4969 番地～4970 番地、4973 番地、4975 番地～4996 番地、4998 番地～4999 番地、5002 番地～5019 番地、5022 番地～5099 番地、5131 番地～5140 番地、5157 番地～5173 番地、5182 番地～5214 番地、5227 番地～5233 番地、5463 番地、5466 番地～5470 番地、5472 番地～5473 番地、5478 番地、5606 番地、5609 番地～5610 番地、5612 番地～5618 番地、5620 番地～5621 番地、5629 番地～5631 番地、5661 番地～5662 番地、6406 番地～6509 番地、6512 番地～6513 番地、6515 番地～6516 番地、6520 番地～6524 番地、6526 番地～6528 番地、6531 番地～6533 番地、6535 番地、6545 番地～6546 番地、6548 番地～6550 番地、6554 番地～6555 番地、6559 番地～6563 番地、6566 番地～6567 番地、6570 番地、6576 番地～6585 番地、6594 番地～6602 番地、6671 番地～6683 番地

〈特別調整通学区域②〉

泉区和泉町 5400 番地～5435 番地、5438 番地～5442 番地、5491 番地～5501 番地

〈特別調整通学区域③〉

瀬谷区阿久和南四丁目 12 番地～20 番地

(6) 統合校の通学安全の確保

統合校の通学安全の確保については、別途、「阿久和小学校・いずみ野小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会から関係機関へ通学安全に関する要望書を提出します。

2 その他、統合にあたっての要望

- (1) 統合までの期間においては、交流事業や統合校の教育目標の設定等を進めるとともに、通学安全への配慮など、統合校への円滑な移行ができるようお願いします。
- (2) 統合校の良好な教育環境を確保するため、必要な施設整備を行うようお願いします。
- (3) 統合校の円滑な運営を図るとともに環境変化に児童が順応できるよう、教職員の配置について配慮をお願いします。
- (4) 統合校には、これまで阿久和小学校、いずみ野小学校の両校が築いてきた歴史や伝統を引き継ぐとともに、卒業記念品等を含む関係資料の保存・記録をお願いします。
- (5) 統合により生じる土地建物の活用に関しては、地域の声に配慮した検討をしていただけるようお願いします。

教委第8号議案

令和5年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和5年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和5年5月11日提出

教育長 鯉淵 信也

#### 提案理由

教科用図書取扱については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和5年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

## 令和5年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

### （前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和5年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

### 1 教科書の採択について

(1) 令和5年度は、次の教科書を採択する。

- ア 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）において令和6年度から令和9年度に使用する教科書
- イ 高等学校において令和6年度に使用する教科書
- ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書

なお、義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、社会科歴史的分野の教科書は、令和3年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

## 2 採択の基本原則

### (1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

### (2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

### (3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

### (4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

## 3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

### [高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

#### 4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

#### 5 調査研究について

- (1) 小学校において使用する教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

- (2) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の



報告を各学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和5年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する小学校の教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

## 調査項目

### 採択の観点(1) 【関係法令】

- ① 教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ② 学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③ 学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

### 採択の観点(2)

#### 【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

- ① 主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ② 小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③ 学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④ 「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥ 地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

### 採択の観点(3) 【体裁等】

- ① 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ② デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

教委第9号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和5年5月11日提出

教育長 鯉淵 信也

#### 提案理由

小学校及び義務教育学校前期課程において令和6年度から令和9年度に使用する教科書、高等学校において令和6年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和5年5月 日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

### 横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校」という。）において令和6年度から令和9年度に使用する教科書
- 2 高等学校において令和6年度に使用する教科書
- 3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和6年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和5年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

## 1 小学校において使用する教科書

### (1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

### (2) 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

## 2 高等学校用教科書

### (1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

### (2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。



3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。